

請願文書表

受理番号	請願第1号
受理年月日	平成30年2月19日
請願者の住所、氏名	滋賀県農民組合連合会 代表 東野 進 住所 滋賀県近江八幡市安土町大中241
請願件名	農業者戸別所得補償制度の復活を求める請願
請願要旨	<p>2013年（平成25年）までは、主要農産物（米、麦、大豆など）を生産する農家に対し、標準的な生産費と販売価格（平均）の差額を補填する農業者戸別所得補償制度で、10アールあたり1万5,000円が交付され、2014年から「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10アールあたり7,500円に引き下げられたため、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊している。しかもこの制度は2018年（平成30年）から廃止される。</p> <p>稲作経営が成り立たないばかりか、国民が安心して国内産の米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的な機能・環境や国土を守るためにも、さらに地域経済の維持・発展のためにも、農家の経営を「下支えする政策」が必要である。</p> <p>欧米では当たり前となっている経営を下支えする政策として「農業者戸別所得補償制度」の復活を求めるものである。</p>
紹介議員	野並享子、東郷正明、工藤義明
付託委員会	環境経済建設常任委員会

請 願 内 容

【請願理由】

ご承知のとおり、いま国民の主食である生産者米価は「生産に必要なコスト」を大きく下回っています。米を作れば作るほど赤字になり、これでは米作りをやめるしかないと農家は嘆いています。政府は農業の規模を拡大してコストを下げれば良いと言いますが、米価が低すぎるため、むしろ規模の大きい農家や集落営農ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねない状況です。

2013年（平成25年）までは、主要農産物（米、麦、大豆など）を生産する農家に対し、標準的な生産費（経営費＋家族労働費の8割）と販売価格（平均）の差額を補填する制度（農業者戸別所得補償制度）で、10アールあたり1万5,000円が交付され、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。ところが2014年から「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10アールあたり7,500円に引き下げられたため、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかもこの制度は2018年（平成30年）から廃止されます。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、国民が安心して国内産のお米を食べ続けるためにも、水田が果たしている多面的な機能・環境や国土を守るためにも、さらに地域経済の維持・発展のためにも、農家の経営を「下支えする政策」がどうしても必要であります。

私たちは、欧米では当たり前となっている、経営を下支えする政策としての「農業者戸別所得補償制度」の復活を求めるものです。

以上の趣旨から、下記事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

1. 農業者戸別所得補償制度を復活させること

請願文書表

受理番号	請願第2号
受理年月日	平成30年2月19日
請願者の住所、氏名	滋賀県農民組合連合会 代表 東野 進 住所 滋賀県近江八幡市安土町大中241
請願件名	主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新しい法律をつくることを求める請願
請願要旨	<p>戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、2018年3月末で廃止されることとなった。</p> <p>今日まで、この種子法のもと米麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・発展のため施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しい米などが安定的に供給されてきた。しかし種子法の廃止によって、米などの種子価格の高騰、地域条件に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配され、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み替え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。</p> <p>それらは、日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題である。</p> <p>公共品種を守るための法律の存在が必要であると考えます。</p>
紹介議員	野並享子、東郷正明、工藤義明
付託委員会	環境経済建設常任委員会

請 願 内 容

【請願理由】

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下種子法）が、2018年3月末で廃止されることになりました。

今日まで、この種子法のもと、米麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・進展のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者には美味しいコメなどが安定的に供給されてきました。しかし、規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、国会でも十分な審議がないまま2017年4月廃止が決まりました。

この種子法の廃止によって、今後コメなどの種子価格の高騰、地域条件に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されています。また長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み替え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されています。それらは、日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題であります。

私達は、米麦・大豆の種子という大事な公共財産を失うことを懸念し、公共品種を守るための法律の存在が必要であると考え、新しい法律の制定を求めるものであります。

以上の趣旨から、下記事項の意見書を政府関係機関に提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

1. 主要農作物種子法に代わる公共品種を守る「新しい法律」をつくること